

1 議案名

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

行政不服審査法が施行されることに鑑み、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任しない事項に教育委員会に対する不服申立てに関するものを追加するとともに、当該事項のうち教育長に専決させる事務を定める必要がある。

3 関係法規

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）

教育総務課

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部改正について

教育総務課

1 改正の理由

行政不服審査制度を時代に即したものとするため、平成26年6月に①不服申立ての使いやすさの向上、②審理の公正性の向上などを内容とする行政不服審査法の抜本的な改正が行われた。これに伴い、関係する規則について所要の整備を行う必要がある。

2 行政不服審査法の概要

◆行政不服審査法（平成26年法律第68号）の概要

- ①現行制度では上級行政庁の有無により「異議申立て」(※)と「審査請求」(※)に手続が区分されているところ、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化
 - ※異議申立て：処分庁又は不作為庁に対して行う。
 - ※審査請求：処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対して行う。
- ②審査請求期間を「3か月」に延長し（現行60日）、不服申立て制度の使いやすさを向上
- ③新たに「審理員による審理手続」(※)や「第三者機関への諮問手続」を創設し、審理の公正性を向上
 - ※審理員制度：処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす職員が審査請求の審理手続を行うことを法律上担保し、審理の公正性及び透明性を高める。

ただし、教育委員会が審査庁となる場合には、③「審理員による審理手続」及び「第三者機関への諮問手続」は要しないものとされている。

（行政不服審査法第9条第1項、同法第43条第1項）

-
- ・委員会等が審査庁となる場合にあっては、優れた識見を有する委員等が審理・判断を行う点で、手続の公正さが確保されている。
 - ・委員会等は、政治的中立性が強く要求される分野に設けられており、委員の選任等に特別の配慮（議会の同意を要する等）が払われていることから、公正かつ慎重に判断が行われることが制度上担保されている。

3 規則改正の概要

(1) 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

行政不服審査法の趣旨に鑑み、教育委員会に対する不服申立てについては、教育委員会が審査庁として審理・判断することが適切であると考えられることから、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任しない事項に、「教育委員会に対する不服申立てに関すること。」を追加する。

(2) 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則

教育委員会に対する不服申立てに関するもののうち、審査請求期間の徒過による却下裁決等審理手続を経る必要のない裁決、審理手続に係る事務等については教育長の専決事項とする。

4 施行期日

平成28年4月1日（行政不服審査法の施行の日）

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p>教 育 総 務 課</p>
	<p>担当者名</p> <p>小 倉 宏 美</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 二 〇 八</p>
<p>制 定 理 由</p> <p>行政不服審査法が施行されることに鑑み、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任しない事項に教育委員会に対する不服申立てに関するものを追加するとともに、当該事項のうち教育長に専決させる事務を定める必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し</p> <p>一 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任しない事項に「教育委員会に対する不服申立てに関するもの」を追加することとした。</p> <p>二 一の事項のうち、教育長に専決させる事務を定めることとした。</p> <p>三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>考 備</p>
<p>関 係 法 規</p> <p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第三百九十号）</p>	
<p>法 令 審 査 会 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

二十六 委員会に対する不服申立てに関する事。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七 委員会に対する不服申立てに関する事(裁決(審理手続を経ないでする却下裁決を除く。))を除く。)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

1 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号） 新旧対照表（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>(教育長に対する委任)</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 二十五 (略)</p> <p>二十六 委員会に対する不服申立てに関する事。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教育長に対する委任)</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 二十五 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p>

2 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>(教育長の専決事項)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号）第二条第一項に定める事務のうち、次に掲げる事務については、教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 次に掲げる職員の任免その他の進退（懲戒及び分限（降任又は免職）を除く。）を行うこと。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>二 次に掲げる職員の給与（通勤手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を除く。）を決定すること。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>三 教育職員免許状に関する事（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十一条の規定に基づく免許状の取上げを除く。）</p> <p>四 社会教育主事の資格を認定すること。</p> <p>五 補助金等の交付及びその額の確定を行うこと。</p> <p>六 重要な行事を主催し、若しくは共催し、又は後援すること。</p> <p>七 委員会に対する不服申立てに関する事（裁決（審理手続を経ないでする却下裁決を除く。）を除く。）。</p>	<p>(教育長の専決事項)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号）第二条第一項に定める事務のうち、次に掲げる事務については、教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 次に掲げる職員の任免その他の進退（懲戒及び分限（降任又は免職）を除く。）を行うこと。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>二 次に掲げる職員の給与（通勤手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を除く。）を決定すること。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>三 教育職員免許状に関する事（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十一条の規定に基づく免許状の取上げを除く。）</p> <p>四 社会教育主事の資格を認定すること。</p> <p>五 補助金等の交付及びその額の確定を行うこと。</p> <p>六 重要な行事を主催し、若しくは共催し、又は後援すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>